

<p>第十九条 第二項条第二項の規定により満三歳未満保 により定子ども（特区法第十二条の四第四 満三歳項の規定により読み替えて適用する 未滿保法第二十九条第一項に規定する満三 育認定歳以上保育認定子どもをいう。）</p>	<p>第十四条 小学校就学前子ども数（国家戦略 就学前特別区域小規模保育事業を行う地域 子ども型保育事業所にあつては、法第十九 条第一項第二号及び第三号に掲げる 小学校就学前子ども区分（同号に 掲げる小学校就学前子ども区分に あつては、満一歳に満たない小学 就学前子ども及び満一歳以上の小学 就学前子ども区分）ごとの利用 する小学校就学前子ども数）</p>	<p>第十四条 区分（国家戦略特別区域小規模保 育事業を行う地域型保育事業所にあつ ては、法第十九条第一項第二号及び 第三号に掲げる小学校就学前子ども の区分（同号に掲げる小学校就学前 子ども区分にあつては、満一歳に 満たない小学校就学前子ども及び満 一歳以上の小学校就学前子ども区 分）</p>	<p>附則 この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改 革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十 七年法律第五十六号）の施行の日（平成二十七 年九月一日）から施行する。 附則（平成二九年九月二二日内閣府令 第四四号） この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改 革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日 （平成二九年九月二二日）から施行する。 附則（令和二年八月三二日内閣府令第 五八号） この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改 正する法律の施行の日（令和二年九月一日）か ら施行する。 附則（令和三年六月九日内閣府令第三 七号） この府令は、特定非営利活動促進法の一部を 改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施 行の日（令和三年六月九日）から施行する。 附則（令和五年四月一日内閣府令第四 四号）抄</p>
--	---	--	--

（施行期日）
第一条 この府令は、令和五年四月一日から施行
 する。
 （内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の廃
 止）
第二条 内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則
 （平成二十七年内閣府令第四十九号）は、廃止
 する。